

社会福祉法人 砂川福社会役員等
の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人砂川福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事、監事及び相談役）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、以下のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|------------|
| (1) 理事長 | 月額 | 200,000円以内 |
| (2) 理事 | 日額 | 4,800円 |
| (3) 監事 | 日額 | 4,800円 |
| (4) 相談役 | 日額 | 7,700円 |
| (5) 評議員 | 日額 | 4,800円 |

2 役員等が会議等に出席したときは、費用弁償として社会福祉法人砂川福社会役職員等の旅費支給規則（以下「旅費支給規則」という。）第12条に定める日当を支給する。

3 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費支給規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定

める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日より施行する。